

令和6年度 訪問看護事業報告

長井市訪問看護ステーション

- 理念**
- 1.住み慣れたご自宅(地域)でその人らしい生活ができるように、ご利用者・ご家族の気持ちに寄り添い支援していきます。
 - 2.多職種の方々と連携し、チームとなりサポートしていきます。

1 訪問看護事業の推進

(1)訪問看護事業の実施について

- ・人員体制は、管理者 1名、看護師 5名、保健師 1名、事務員 1名の合計 8名で訪問看護サービスを提供。看護師 5名の内、1名は置賜広域病院企業団看護師の派遣継続、2名は長井市新規採用看護師。
- ・利用者数、利用回数ともに前年度よりも増加。当ステーションの強みである、がんの終末期や難病の方への訪問依頼が増えていることから、増加に繋がったと思われる。(表 1 参照)
- ・新規依頼をすべて受け入れできた。(表 2 参照)
- ・長井市内だけでなく、白鷹町への訪問看護も 2 件受け入れた。
- ・24 時間対応訪問看護については、介護保険で約 8割強、医療保険では全員が利用している。希望者数は年々増加傾向。

表 1 訪問看護実施状況

	令和 5 年度	令和 6 年度
新規利用者数 (人)	37	37
終了者数 (人)	36	26
利用者延べ数	457	496
訪問延べ回数	2, 084	2, 278
1ヶ月平均利用者数	38. 1	41. 3
1ヶ月平均訪問回数	173. 7	189. 8

表 2 新規利用者受け入れ状況

	令和 5 年度		令和 6 年度	
依頼数	48		37	
新規受入数	32	66. 7%	35	94. 6%
受入不可数	16	33. 3%	2	5. 4%
内訳	入院	3	18. 7%	0
	施設入所	0	0%	0%
	死亡	2	12. 5%	0
	その他	11	68. 8%	100%
その他内訳	空きなし (他ステーションへ)	3 (27. 2%)	0	
	市外からの依頼	0	0	
	対応不可	1 (9. 0%)	0	
	問い合わせのみ利用希望なし	7 (63. 6%)	2 (100%)	

(2)定期巡回・隨時対応型訪問介護看護実施事業所との業務委託契約について

平成30年6月1日から(株)takedaと委託契約を結び、介護と看護の連携を図りながら業務を行っている。

定期巡回・随时対応型訪問介護看護延べ利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5	1	1	1	1	2	2	3	3	3	5	5	5	32
R6	3	4	3	3	3	4	4	5	4	5	5	5	48

2 訪問看護ステーションの体制強化

(1) デジタル田園都市国家構想交付金事業について

- ・インターネット環境の整備と介護保険対応型の訪問系システム・訪問系アプリを導入。
- ・訪問看護師1人1台タブレットを活用することで、訪問先での利用者の最新情報や履歴確認のほか、記録入力が可能となった。

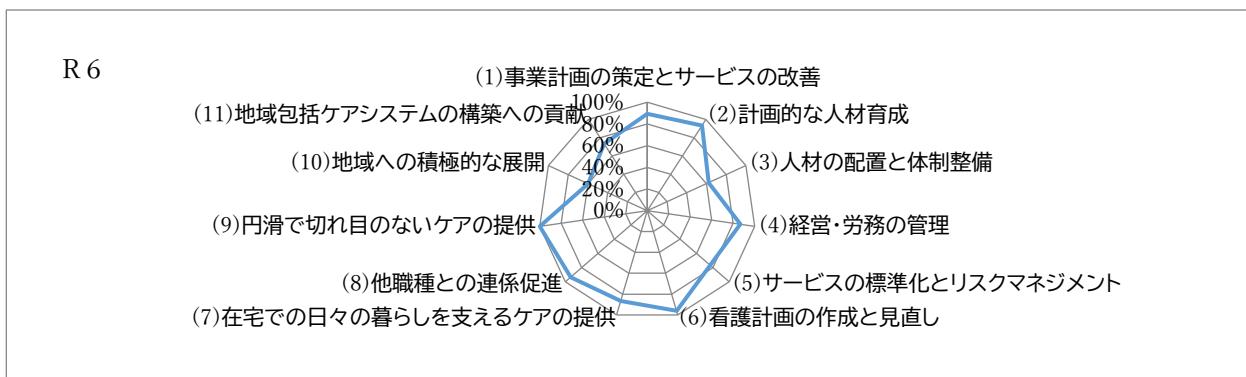
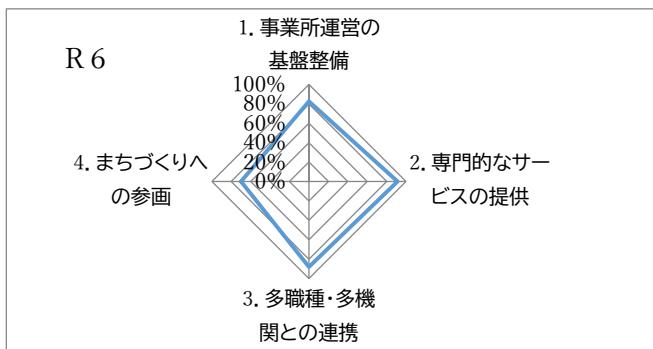
(2) オンライン資格確認・オンライン請求の導入について

- ・訪問看護におけるオンライン資格確認、オンライン請求が令和6年12月から義務化。
- ・当ステーションでも4月から準備を進め、10月に運用開始。

(3)職員、ステーションの研修の充実について

- ・公立置賜長井病院をはじめ、看護協会等各関係機関の研修会等に積極的に参加し、研鑽に努めた。

(4)事業所自己評価ガイドラインについて



- ・事業所自己評価ガイドラインを用いて事業所評価を行った。
- ・人材の配置と体制整備、まちづくりへの参画（地域への積極的な展開）で評価が低い結果となつた。

(5)利用者対象の訪問看護利用者満足度調査の実施について

- ・利用者、家族のニーズを知り、よりよい看護が提供できるように満足度調査を実施。

(6)リスクマネジメント(危機管理)への取り組みについて

- ・訪問看護の利用に際し、看護サービスに関する説明を丁寧に行い、信頼関係を築けるように努力した。
- ・業務を取り巻く様々なリスクを予見し、安定した業務ができるようにアクシデント・インシデント報告書の記載を行い職員全員で情報を共有し、業務改善に取り組んだ。

(7)関係機関との連携の強化について

- ・公立置賜長井病院内に設置されている長井市地域包括支援センター支所、長井市西置賜郡医師会地域在宅医療連携推進室と連携し、家庭と病院、診療所、福祉施設等を結ぶ地域包括ケアシステムの推進に向けて、医療と介護の連携強化に努めた。
- ・在宅医療連携推進室主催の研修会に参加。長井市西置賜郡医師会が事務局になっている連携用掲示板「ほっとネット」にも継続して参加した。
- ・長井病院を退院した訪問看護利用者に、訪問看護と病棟看護師の退院後訪問が共同して訪問することで、病院から在宅へのスムーズな移行、不安の軽減を図った。

(8)他訪問看護ステーションとの連携

- ・山形県訪問看護総合支援センターで導入した「チャットワーク」に参加し、県内のステーション間や置賜管内のステーション間での情報交換・情報共有を行った。
- ・2か月に1回開催されている「置賜支部会議」に参加した。

(9)広報・啓発活動の推進について

- ・訪問看護の利用を希望する方や各関係機関への理解を深めるために、カラー刷りのパンフレットを作成し、周知や説明を行った。

3 法定研修について

介護保険法上、事業者が実施しなければならない取り組みの一つ。訪問看護に関する以下の3つの取り組みが完全義務化された。

(1) 感染症・災害に対する業務継続計画(BCP)について

- ・BCP策定後、周知を含めた研修を年1回開催することが推奨。
- ・研修に加え、実際に感染症や自然災害が発生したことを想定した訓練（シミュレーション）も年1回以上必要となる。

研修名：令和6年度長井市訪問看護ステーションBCP周知研修およびシミュレーション研修

日 時：令和6年10月28日（月）15時45分～17時

(2) 感染症対策委員会について

- ・感染症対策を検討するための委員会の開催をおおむね6か月に1回以上の定期開催。
- ・感染症が流行する時期を考慮した随時の開催が求められる。
- ・指針に基づいた研修・訓練（感染症を想定したシミュレーション）は、それぞれ年1回以上行うことが必要。

① 令和6年度第1回感染症対策委員会 令和6年11月18日（月）16時15分

② 研修名：感染症の発生およびまん延防止を学ぶ 令和6年11月25日（月）16時

(3) 虐待防止検討委員会について

- ・虐待の発生の防止や早期発見に加え、虐待が発生した場合の再発を着実に防ぐことを目的とした委員会を設置する必要がある。
- ・年1回以上の定期開催、新規採用時の随時の開催も必要で、研修内容を記録に残すこと。
 - ① 令和6年度第1回虐待防止検討委員会 令和6年1月18日（月）16時
 - ② 研修名：高齢者虐待防止を学ぶ 令和6年1月25日（月）16時30分

4 その他の事業

(1) 実習指導事業について

- ・訪問看護事業の実際と理解を深めるために行っているもの。
- ・令和2年度から訪問看護担い手創出事業の体験実習に登録し、短期体験型研修の実施支援を行っている。今年度は1名の受け入れ。
(参考：令和3年度1名、令和4年度1名、令和5年度0名)
- ・東北医科大学の「介護・在宅医療体験学習」2日間で2名の学生を受け入れ。
- ・長井病院実習の研修医に対し、訪問看護の概要説明と同行訪問を行った。